

令和5年8月25日

主任無線従事者制度に係る 電波法関係審査基準の一部改正案に対する意見募集の結果

総務省は、主任無線従事者制度の拡充のため、電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案を作成し、令和5年6月7日（水）から同年7月7日（金）までの間、意見募集を行いました。

その結果、6件の意見の提出がありましたので、提出された意見及び総務省の考え方を公表します。

総務省は、意見募集の結果を踏まえ、速やかに訓令の改正を行います。

1. 改正案の概要

現在、電波法（昭和25年法律第131号）第39条第3項に示される「主任無線従事者」に関しては、電波法関係審査基準（以下「審査基準」という。）別添4「主任無線従事者の監督の要素」として、一定の条件下を除き「立会」に類する概念としての「臨場性」すなわち「常駐」が求められています。

本改正案では、政府のデジタル原則に従うため審査基準の見直しを検討し、審査基準別添4「主任無線従事者の監督の要素」のうち「1 臨場性」において示されている、側従していることを要しない条件として、「実際に側従するのと同程度に現場の状況を把握できる場合」等を追加することとします。

2. 意見募集の結果

提出された意見及び総務省の考え方は、別紙のとおりです。

3. 今後の予定

寄せられた意見を踏まえ、速やかに訓令の改正を行う予定です。

4. 資料の入手方法

資料については、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課（中央合同庁舎2号館10階）において閲覧に供するとともに配布します。

また、[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

5. 関連報道資料

主任無線従事者制度に係る電波法関係審査基準の一部改正案に対する意見募集
（令和5年6月6日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000476.html

(連絡先)

総合通信基盤局電波部電波政策課

担当：荒金検定試験官、山田検定制度係長

住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館

電 話：03-5253-5876

E-mail：radio_operator_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を

「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

○意見募集期間：令和5年6月7日(水)から同年7月7日(金)まで

○提出された御意見の件数：6件

意見提出者
個人（4件）
一般社団法人日本鉄鋼連盟
スカパーJ S A T株式会社

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	個人①	別添4の1の新設される(2)のイについて、「自動車等による通常の経路で3時間以内」とする理由は何か。例えば、電力保安において電気主任技術者が複数の事業所の主任技術者を兼任する場合には、移動手段を特段規定せず「2時間以内」としている。	電波法関係審査基準別添3「無人運用の無線局等の無線従事者の選任について」「2障害によって不良電波が発射された場合は(中略)又はその局に選任された無線従事者が自動車等による通常の経路で原則として3時間以内にその無線設備の設置場所に派遣されて、調整を行うことができるものであること」と定めており、当該規定と合わせたものです。	無
2	個人②	1臨場性の(2)における「通信系」については、電波法第二十七条の十四にて『通信系(通信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第六号及び第四項第三号において同じ。)]』と注釈があります。 この解釈として、自己で送受信が完結し、同一構内で運用する例えば「船舶用レーダーの製造現場における実験試験局」等においても本改正の対象として運用可能でしょうか。	電波の発射範囲が同一構内であることのほか、今回の改正で掲げた条件を満たせば、特に実験試験局等の無線局の種別などは問いません。	無
3	個人③	当方が務めている会社では、業務用無線局の基地局を事業所に設置し、また、陸上移動局を同じ敷地内の別棟で勤務している各個人(無資格者)に配備し、通話を行っている。 主任無線従事者として選任されている者が、日中は常時事業所に駐在しているが、休日や深夜に突発的に無線機を使用したい場合、これまでは主任無線従事者が事業所に不在であり、無線機の使用ができなかった。 しかし、「主任無線従事者との通信手段が確保されていること(携帯電話等?)、障害発生時に3時間以内に事業所に出勤可能であることの両方を満たしていれば、主任無線従事者が事業所に不在である場合も無線機の使用ができる」という解釈で間違いなければ、本改正は有益であると考え	賛成の御意見として承ります。 なお、携帯電話等を用いて連絡が取れるだけでなく、改正案のとおり、画像通話等、音声・映像によって現場の状況を相互に確認し合えるものに限ります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
4	一般社団法人日本鉄鋼連盟	<p>あらゆるモノがつながる IoT などを通じて活用できるデータが爆発的に増加し、また、AI、クラウドなどのデータを扱う新たなデジタル技術の活用の可能性が広がっており、これらの利活用はビジネスの変革を促し競争力を左右する重要な要素となります。このため、日本鉄鋼連盟では業界一丸となって AI/IoT 技術の普及に向けた取組みを進めております。</p> <p>このたび本年6月6日に主任無線従事者制度において主任無線従事者がテレワーク等、遠隔で無資格者への指示監督を認める条件を追加・明確化下さる内容で電波関係審査基準の一部を改正する訓令案を公表頂きました。</p> <p>製鉄所でのローカル5Gの利活用拡大に資するものであり、日本鉄鋼連盟として大いに歓迎するとともに日本政府関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。</p> <p>今後とも日本鉄鋼連盟は鉄鋼業界全体のDX(デジタルトランスフォーメーション)推進を支援して参ります。</p>	賛成の御意見として承ります。	無
5	スカパーJ S A T株式会社	<p>1(2)本文「当該無線局の設置場所又は常置場所を含む一の構内に限って通信系を構成するものに限る。」について</p> <p>「通信系を構成する」といった場合、地球局については、通信の相手方となる人工衛星局や、当該人工衛星局を通信の相手方とする他の地球局を含めることもあるものと理解しています。このような通信系においては、地球局、それと通信系を構成する他の地球局、或いはそれぞれの監視制御所が別の構内に存在することが一般的ですが、これらが一の構内にあるかによって実際に側従するのと同程度に現場の状況を把握できるかが変わってくることはないものと考えます。したがい、左記該当部分は削除することが適切と考えます。</p>	御指摘の箇所の記載は、「現場の状況を把握」を行うことに関する条件ではなく、無資格者が無線設備を操作することによる電波の発射範囲を一の構内に留めることによって、他の無線局への影響を及ぼすことを防止することを目的として設けた条件です。	無
	スカパーJ S A T株式会社	<p>1(2)イ「無線局の無線設備の障害又はその操作に何らかの支障が生じた場合に、」について</p> <p>無線局の無線設備の障害が発生した場合であっても、主任無線従事者が実際に側従するのと同程度に現場の状況を把握できる場合には、他無線</p>	御指摘の「アに示す通信手段に障害が生じてその操作に何らかの支障が生じた場合」も、1(2)イ「無線局の無線設備の障害又はその操作に何らかの支障が生じ	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
		局の運用阻害防止や、早期復旧の観点から、主任無線従事者の監督の下無資格者が操作することが認められるべきと考えます。したが、この部分は、「無線局の無線設備の障害及びアに示す通信手段に障害が生じてその操作に何らかの支障が生じた場合に」のようにすることが適切と考えます。	た場合」の記載に含まれています。	
	スカパー J S A T 株 式会社	1 (2) イ「主任無線従事者が自動車等による通常の経路で原則として3時間以内に」について 前項で述べた状況が生じた場合、主任無線従事者が対応することの他に、主任無線従事者以外の無線従事者が対応することも考えられます。したが、この部分は、「その局に選任された無線従事者が自動車等による通常の経路で原則として3時間以内に」とすることが適切と考えます。	主任無線従事者制度は、当該無線局の無線設備の操作は無資格者が行う場合であっても「主任無線従事者」が責任を持つ、という前提に立っています。今回の改正は、主任無線従事者の果たすべき役割に係るものですので、御指摘の箇所については規定のとおりとします。	無
	スカパー J S A T 株 式会社	1 (2) イ「当該無線設備のある場所に到着し、速やかにその対応が確実にできるものであること。」について 電波法関係審査基準別添3に、同じような対応について「その無線設備の設置場所に派遣されて、調整等を行うことができるものであること。」といった表現が使われていますが、別添3で規定された対応と異なる対応が求められているのでしょうか？異なる対応が必要でしたらその内容や例をご開示いただければと存じます。また、同じ対応を意味するものでしたら、同じ表現が使われた方が混乱や誤解を生じにくくなるものと考えますので、ご検討いただければと存じます。	電波法関係審査基準の別添3の第2号で「その無線設備の設置場所に派遣されて、調整等を行う」対象としているのは、基本的に「無線設備」です。今回の改正においては、主任無線従事者が行うべきこととして、無線設備に係る調整等のほか、「現場にいる無資格者に対しての指示や監督」等まで含めているので、御指摘の箇所については規定のとおりとします。	無
6	個人④	本訓令案は主任無線従事者の監督に関し、臨場性の要件が緩和されテレワーク監督の範囲が広がることになるため賛同いたします。 本案は、従来「無人運用の無線局等」にのみ認められていた主任無線従事者の同一構内を超えたテレワーク監督に加え、新たにそれ以外の有人運用を基本とした無線局においても同一構内を超えたテレワーク監督が可能になるものと理解しました。しかしながら、別添4の1(2)アの「通信手段が確保され、主任無線従事者が無線局の無線設備及びその操作の状況を的	今回設けた、別添4の1(2)アの「通信手段が確保され、主任無線従事者が無線局の無線設備及びその操作の状況を的に把握できる」の部分は、主任無線従事者がテレワーク等遠隔で無資格者に指示・監督を行う場合に、映像等により現場の無線局の運用状況をリアルタイムで	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
		<p>確に把握できる」といった臨場性が確保されているにもかかわらず、さらに要件イの「主任無線従事者が3時間以内に到着できる」ように求めることは主任のテレワーク範囲を大幅に制約するものであり、過剰規制に思われます。よって、イの要件は「無線局の無線設備の障害又はその操作に何らかの支障が生じた場合に、主任無線従事者の指示により、速やかにその対応が確実にできるものであること」等としていただくことを要望します。</p> <p>また、例えば実験試験局においては3時間以上の移動時間を要する離れた場所で複数局を同時運用するような実施形態も考えられ、その場合あらかじめ多くの無線従事者を選任する必要があるなど、原案では本制度の恩恵を受けにくくなっています。国内の技術イノベーション促進の観点からも過剰な規制とならないように願います。</p> <p>なお、従来の「無人運用の無線局等」には離島や山間部に設置された中継局等の無人局のみならず、無人航空機（ドローンやHAPS等）に搭載された無線局も該当すると考えますが、これらにも不良電波が直ちに停止できない場合には選任された無線従事者を3時間以内に派遣する要件が残る認識です。しかし、HAPSなどの長期間飛行するような物体、あるいは山中に墜落したドローン局を捜索するようなケースに対し、このような3時間駆け付け対処のルールは適用が難しいと考えられ、また同様のルールは知る限り諸外国には存在せず、ガラパゴス規制となっていると思われます。従い、別添3の2に規定されている「自動車等による通常の経路で原則として3時間以内に」の文言も合わせて削除していただくことを要望します。</p>	<p>把握できるようにすることを目的としたものです。</p> <p>ただ、無線設備の障害や操作に支障が生じた場合で、かつ遠隔での指示・監督に限界がある場合は、主任無線従事者が現場において確実に対応することも担保する必要があると考え、別添4の1(2)イを設けたものです。</p> <p>また、御意見のなお書き以降は電波法関係審査基準の別添3について触れられています。これについては、基本的には御意見で述べられている山間部に設置された中継局等の無人局等の、通常安定的に動作している無線局を想定しています。それらの無線局についても、何らかの障害で不良電波の発射等があった際に、無線従事者が現場で確実に調整等を行えるための規定であり、必要なものと考えています。</p>	

○提出意見数：6件